

四万十町 第 8 期障害福祉計画及び第 4 期障害児福祉計画 業務委託仕様書

1. 業務名

四万十町第 8 期障害福祉計及び第 4 期障害児福祉計画 策定業務

2. 業務の目的

四万十町第 8 期障害福祉計画及び第 4 期障害児福祉計画（以下「計画」という。）の策定にあたり、業務を円滑に進める事を目的として実施する。

3. 業務の期間

契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 2 6 日までとする。

4. 一体的に策定する計画の名称と法的根拠及び計画期間

(1) 四万十町第 8 期障害福祉計画

根拠法令：障害者総合支援法第 88 条

計画期間：令和 9 年度から令和 1 1 年度（3 年間）

(2) 四万十町第 4 期障害児福祉計画

根拠法令：児童福祉法第 33 条第 20

計画期間：令和 9 年度から令和 1 1 年度（3 年間）

5. 業務の内容

(1) 基礎調査支援業務

- ア 障害者総合支援法、児童福祉法等をめぐる制度改革の動向把握と課題整理
- イ 基礎データの収集、四万十町第 4 期障害者計画をふまえて課題の把握及び整理分析業務

(2) 計画策定支援業務

- ア 現状把握分析
 - 施策・事業の実施状況等の評価及び課題のとりまとめ
- イ ニーズ把握の実施・分析
- ウ 国の計画策定指針や計画に係る基本指針等に基づく成果目標と方策の設定等
- エ 障害福祉サービス等の利用状況集計・分析・評価
- オ 基本指針等に基づく障害福祉サービス等の見込量算定、確保策の検討等
- カ 計画策定委員会の運営支援
 - 計画策定委員会（3 回程度開催）の会議資料・議事録の作成、会議の出席及び打合せ等運営支援
- キ 計画骨子案・素案の作成、検討
- ク パブリックコメントの実施支援
- ケ 事業実施に係る国、県及び他市町の先進事例自治体等の情報提供支援

6. 成果品

(1) 計画書及び概要版

・計画書（A4判、表紙レザック紙、本文100頁程度、単色刷）：100部

※現行の四万十町第4期障害者計画と1冊にまとめること。

(2) 電子データ一式（Word及びPDF）：CD-R

7. その他

(1) 本業務の遂行にあたっては関係法令を遵守し、委託者と綿密な協議及び連絡を行うこと。

(2) 本業務で作成された成果品の著作権は町に帰属する。

(3) 受託者は個人情報の保護に関する法律等を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。また、業務終了後又は契約解除後も同様とする。

(4) 仕様書に定めのない事項については、必要に応じ協議の上、実施するものとする。